

○岡山県立図書館電子書籍収集基準

(目的)

第1条 この基準は、「岡山県立図書館資料収集方針」に基づき、インターネット上で提供する電子書籍の収集に関する必要な事項を定める。

(収集基準)

第2条 収集の基準は、次のとおりとする。

- (1) 調査・研究や調べ物に有用な事典、辞典、年鑑等を収集する。
- (2) 文芸書、実用書、入門書等については、評価の定まった資料を中心に収集する。
- (3) 児童・生徒への学習支援、読書支援となる児童書、図鑑等を収集する。
- (4) ビジネス支援のための実用書、専門書等を収集する。
- (5) キャリアアップ支援のための資格参考書、テキスト等を収集する。
- (6) 子育て支援、教育活動支援のための育児書、教育書等を収集する。
- (7) 法律情報、健康・医療情報等に関する専門書等を収集する。
- (8) 郷土岡山に関する資料、岡山県にゆかりのある著者による著作は、積極的に収集する。
- (9) その他、電子書籍サービスでの提供が有効と考えられる語学習得資料、多言語資料等を収集する。

(留意事項)

第3条 収集にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 文字拡大機能、音声読み上げ機能等、読書バリアフリーに配慮した機能を有する資料を中心に収集する。
- (2) 収集にあたっては印刷資料との重複も認める。
- (3) 改訂版や新版は、印刷資料の所蔵、刊行頻度、利用頻度等を配慮して収集する。
- (4) リクエストについては、個人から、図書館からにかかわらず受け付けない。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 8年 4月 1日から施行する。